

世田谷区保健福祉政策部
国保・年金課後期高齢者医療あて

参 加 表 明 書
(共同提案による参加 (コンソーシアム) 用)

提 出 日 : 年 月 日

共同事業体名

[代表構成員] 住所 (所在地) :
構成員商号又は名称 :
代表者職氏名 :
(問い合わせ先) : 担当者
連絡先<TEL>
<Mail>

[構成員 1]

住所 (所在地) :
構成員商号又は名称 :
代表者職氏名 :
(問い合わせ先) : 担当者
連絡先<TEL>
<Mail>

「後期高齢者医療標準準拠システム移行及び運用・保守業務委託」にあたり、本件説明書・提案要求資料に記載の留意事項を遵守するとともに以下の参加資格を満たすことを誓約し、関係資料を提出します。

また、共同提案による参加 (コンソーシアム) により本件入札に参加するため、(商号又は名称及び代表者職氏名) を代表とする共同事業者を結成したので、別添のとおり「協定書」を添付します。

1. 参加資格

以下の項目について、No1 は代表構成員が条件を満たし、No. 2 から No. 10 については全ての構成員が満たしていること (チェックボックスにチェックを入れてください。)

1	人口 20 万人以上の自治体において、基幹系システムの導入及び運用・保守の契約実績を有する事業者であること。	☐
2	ISO/IEC27001 または JIS Q 27001 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を受けていること。	☐
3	ISO9001 または CMMI レベル 3 以上の認証のいずれかの取得または同等の品質マネジメントシステムを確立していること。	☐
4	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。	☐
5	世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。	☐
6	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。	☐
7	法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。	☐
8	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。	☐
9	世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。	☐
10	「後期高齢者医療標準準拠システム移行及び運用・保守業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問 及び所属をしている事業者でないこと。 ※委員長：保健福祉政策部長 田中耕太 副委員長：保健福祉政策部国保・年金課長 箕田裕子 委員：DX 推進担当部副参事（DX 担当）會田孝一 委員：保健福祉政策部保険料収納課長 荒学 上記の委員は公告時点のものである。人事異動により新たに着任した委員が事業者に所属することになった等、本要件を満たさなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。なお、委員の変更があったときは、区が参加表明書を受領した者に通知する。ただし、区による参加資格の確認や提案書の選定の結果、本委託契約の相手方として特定する予定のない事業者は除く。	☐

※ なお、1、2、3 及び 7 については満たしていることを示す資料を添付すること。

ただし、1 については他自治体との契約上添付が困難な場合は、提示等確認方法を下記部署と協議の上、提出すること。

2. 参加表明書受付期間及び提出方法

（1）期間

令和 7 年 4 月 4 日（金）午後 5 時まで（必着）

（土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

（2）提出先

部 署：世田谷区保健福祉政策部

国保・年金課後期高齢者医療

住 所：世田谷区世田谷四丁目 22 番 35 号

担 当：佐藤・藪本

提出方法：本紙に必要事項を記載のうえ、上記の提出先に持参または郵送により提出すること。

連 絡 先：電話 03-5432-2390